

公 示

下記の農地は農法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地であるので、同条第 3 項の規定に基づき
公示する。

令和 2 年 4 月 9 日

和農委公示第 1 号

和泊町農業委員会会長

野村 栄治



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条 第 1 項の該当号	農地の所有者等の情報
西原字大西 718	畑	1,221	所有権	第 1 号	所有者 東吉 秋 大正 15 年 10 月死亡

農地法第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見
込まれる農地

第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著し
く劣っていると認められる農地

2 この公示は、農地法第 32 条に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地につ
いて所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知で
きないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 6 ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載
した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者
の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があつた日から起算して 6 ヶ月以内に所有者等から申出がなかつた場合には、
農地法第 43 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都
道府県知事の裁定により利用権の設定行われることがある。

(記載要綱)

① 記の 1 の「農地法第 32 条第 1 項の該当号」欄には、当該農地が農地法第 32 条第 1 項各号
のいずれに該当するかを記載する。

② 記の 1 の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。